

◇ 危険物規制の申請に対する標準処理期間一覧

申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請 (法第 10 条第 1 項ただし書)	5 日	申請日の翌日から起算し、承認証交付日までとする。
製造所等の設置許可申請 (法第 11 条第 1 項)	21 日	申請日の翌日から起算し、許可証交付日までとする。
製造所等の変更許可申請 (法第 11 条第 1 項)	14 日	申請日の翌日から起算し、許可証交付日までとする。
製造所等の完成検査申請 (法第 11 条第 5 項)	5 日	検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
製造所等の仮使用承認申請 (法第 11 条第 5 項ただし書)	14 日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする。
完成検査前検査申請(タンク検査) (法第 11 条の 2 第 1 項)	5 日	検査完了日の翌日から起算し、タンク検査済証交付日までとする。
予防規程の認可・変更認可申請 (法第 14 条の 2 第 1 項)	15 日	申請日の翌日から起算し、認可日までとする。
完成検査済証の再交付申請 (危政令第 8 条第 4 項)	3 日	申請日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。

備考 1 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間に含まないものとする。

- (1) 土曜、日曜、祝日、年末年始の休日等の閉庁日
- (2) 書類の補正に要する期間

2 この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。